

2025年12月14日改正
平成26年4月20日 理事会制定

日本地域学会グループ会費の納入等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、日本地域学会（以下、本学会）グループ会費の納入等に関する規程（平成26年4月20日制定。以下、規程）第8条に基づき、グループ納入される会費の金額等について定める。

(グループ会費)

第2条 規程第5条第1項第一号に規定するグループ会費の額を以下表のように定める。

表 グループ会費

一	列1	列2	列3	列4
行1	グループに属する正会員の数 (この値をAとおく)	正会員が個人として納めるべき会費（この値をBと置く）	正会員が個人として納めるべき会費に対する割引率（%）（この値をCと置く）	規程に基づき当該グループが納入すべきグループ会費の値
行2	Aの値が2以上3以下の場合	日本地域学会会費規程第6条に定める金額	10%	$A \times B \times (1-C/100)$ の値。1円以下切り捨て。
行3	Aの値が4以上5以下の場合	同上	15%	同上
行4	Aの値が6以上10以下の場合	同上	20%	同上

(改正)

第3条 この細則は、本学会理事会の議決を経て改正することが出来る。

附則

(施行)

この細則は、制定と同時に施行する。

附則（2025年12月14日改正）

(施行)

この細則は、制定と同時に施行する。